

神石高原町工事成績評定活用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本町が発注する工事における良好な品質の確保と請負者の適正な選定及び技術力に優れた企業を育成するため、神石高原町工事成績評定要領の規定に基づく工事成績評定(以下「評定」という。)の結果に係る措置について必要な事項を定めるものとする。

(平均点の算出)

第2条 本町が発注した工事における前年度の評定点の平均点を業種ごとに算出する。

(措置内容)

第3条 町長は、前条により算出した評定点の平均点が別表1左欄に該当する者に対し、次の措置を行う。

(1) 別表1右欄に定める期間(以下「入札参加等制限期間」という。)において、当該業種の登録が入札参加条件となる一般競争入札に参加できないものとするとともに、指名競争入札の指名業者にも選定しないものとする。

(2) 入札参加等制限期間中は当該業種の工事について、随意契約の相手方及び下請負人になることができないものとする。

(平均点算出時の特例措置)

第4条 平均点の算出に当たり、町の指名停止措置を受けたことにより減点された評定点については、減点前の評定点をもって算出するものとする。

(入札参加優遇措置)

第5条 町長は、評定点が別表2に掲げる項目すべてに該当する者に対し、優遇措置をすることができる。

(1) 評定を受けた業種のみについて、当該工事請負者の入札参加資格審査基準で定められた等級(業種別格付)よりも1ランク上の工事まで入札参加を認める。

2 前項の優遇措置期間は、第6条に規定する通知をした日から12ヶ月間とする。

3 神石高原町建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外又は他の工事において65点未満の評定を受けたときは、その時点で当該優遇措置は終了するものとする。

(工事請負者への通知)

第6条 町長は、工事請負者に対し、優遇措置を行う場合は、文書により当該工事請負者にその旨を通知しなければならない。

(共同企業体に対する適用の特例)

第7条 神石高原町特定建設工事共同企業体取扱要綱に規定する共同企業体の施工に係わる評定については、当該共同企業体の各構成員の評定とみなしてこの基準の規定を適用する。

(実施時期)

第8条 この要領に定める措置は、平成24年度の評定点に基づき平成25年4月1日から実施するものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1

前年度における工事成績評定点の平均点	入札参加等制限期間
60点以上65点未満	1か月（5月1日から5月31日まで）
50点以上60点未満	2か月（5月1日から7月31日まで）
50点未満	3か月（5月1日から8月31日まで）

別表 2

前年度における各工事の工事成績評定点 75点以上
前年度における工事成績評定点の平均点 80点以上